

## 第三節 高齢者経済の安全保障の向上

### I、政策目標

完備された老年所得サポートシステムの構築と、国民の老年経済の安定を保証する。

### II、基本理念

わが国は高齢化と老年人口の急激な増加に直面し、伝統的な家庭制度は衰え、老後の経済安全保障はすでに重要課題となっている。わが国の公教、軍、劳保などの社会保険が試行されて年月がたつが、保障の対象は未就業者を含んでおらず、不足があることは明らかである。また、わが国の老年人口の急速な成長に対応するため、様々な給付金が定められているが、支給人数が増加し続けることにより、政府の財政負担のさらなる悪化を招くことになる。そのため給付金の整備と制度化が急務である。それで、国民年金制度の開設と給付金の整合は、老年経済安全保障システムの主要計画理念である。

### III、重点措置

#### 一、2008-2009年

##### (一)国民年金創設の準備作業を完成

「国民年金法」第3条の規定によれば、内政部は国民年金法の中央主管機関であり、同法第4条の規定によれば、保険業務は内政部が保険勞工保険局に業務を委託し、かつ保険者となる。それで、内政部および勞工保険局は民国97年10月1日に国民年金を開始する前、積極的に各項の国民年金準備作業を完成する必要がある。

中央主管機関(内政部)は国民年金の法令検討、審議、修正および説明事項、国民年金政策の研究事項、国民年金に関する宣伝作業の推進の責任を負う。積極的に他の社会保険との関連および関係給付金の整合、国民年金精算統計などの事項について協調を図り、保険者による国民年金業務などの処理を監督審査する。本保険業務の監督および保険争議事項の審議のため、ならびに「国民年金管理会」の任務編成を企画成立するため、国民年金の業務管理、財務管理および争議審議などの責任を負う。ならびに、国民年金開設前、内政部国民年金準備グループを立ち上げ、準備作業の部会を超えた協調事項などに関して責任を負う。

国民年金保険人(勞工保健局)は関係法規の研究作業、国民年金の宣伝作業の推進、国民年金情報システムの設置、国民年金業務プロセスと作業詳細の計画の責任を負う。それには「保険費用の請求」、「保険費用の徴収」、「給付」、「財務会計出納」および「基本管理と運用計画」が含まれる。

##### (二)国民年金の開設

25歳以上満65歳までの社会保険老後所得保障システムの未納者が保障を得られる。

##### (三)勞工退職金の増加と勞工の自主早期退職請求者に関する措置を推奨する。

##### (四)勞工保険の老年給付法案の調整

勞工保険の老年給付を、一度の給付から年金給付に改め、長期にわたる定期的な給付とし、老年経済生活の安定を確保する。特殊な状況で社会保険資格が低い人に対し、最低年金の支給を保証

し、老年時の貧困を避ける。

## 二、2010-2015年

### (一)老人福祉給付金体系の整合

今のところ、様々な老人福祉特別手当の給付水準をさらに上げるべきではない。国家財政負担の増加を避け、しだいに社会保険老年年金給付を現行の老人特別手当の代わりとしていく。

### (二)商業年金と保障型保険の普及率向上の促進

保障型および年金保険商品を発展させ、商業保険の一般化を進める。保障型および年金保険商品の宣伝を強化し、一般大衆に適した保険保障および多様な退職後財務管理の選択肢を提供する。一般大衆に老年生活保障を早めに計画させる。

### (三)高齢者の財産信託を奨励

信託業者を指導して、異業者のグループ化を進めて宣伝を強化し、高齢者の財産信託を助け、高齢者が財産信託方式で老年の安心を計画するよう奨励する。

## 第四節 中高年齢の就業と人材運用促進

### I、政策目標

中高年齢と老人の就業を促進し、人的資源の運用を伸ばす

### II、基本理念

高齢者の健康状況の改善と、「体力を必要としない」労働就業の増加により、65歳以上の高齢者は積極的に労働市場に参加でき、社会の貴重な人的資源となってきた。社会の中高年齢と老年人口の比率が増加し、子供と青年人口の比率が次第に下降する状況で、中高年齢の就業と人的資源運用の促進により、高齢者が重視されているという感覚を高めるだけでなく、全体的な社会の労働力を増加させることができる。

### III、重点措置

#### 一、2008-2009年

##### (一)中高年齢者の就業サービス処理の強化

1. 対外的就業サービスの実施を拡大し、地域に眠る不就労者を発掘する。その人の自信とやる気を励まし、就業上の障害の克服を助け、進んで情報を提供し、職場復帰を援助する。

2. 就業指導員を訓練して専門知識を増やし、中高年齢失業者の生涯職業計画を援助する。また社会心理面での調整を助け、再就職に最適な準備をさせる。

3. 中高年齢者の就業手引きなどの関係資料を編集し、中高年齢者の転職あるいは再就職の参考とする。

##### (二)中高年齢者の雇用増加を企業に奨励

1. 雇用奨励手当を提供し、中高年齢者の雇用を企業に奨励する。

2.職務の再設計をするよう企業を指導奨励し、中高齢者の就業要求に合わせる。たとえば、職場の環境の改善、生産を自動化し体力の負担を軽減する、業務プロセスの簡素や生産手順の簡素化など、中高齢者が務めるのに適した就業機会を増やす。政府は民間の力を結合して指導員のグループを作り、職業再設計の理念を宣伝し、企業の職務再設計計画を援助し、企業による中高齢者に適した就業機会の開発を奨励する。ならびに、企業の就業環境改善に協力し、職場の安全と衛生条件を向上させ、中高齢者の就業に適した状況を作る。

(三)職業訓練体系を強化し、中高齢者の就業技能学習を援助する

1.中高齢者の職業訓練と第二専門知識の訓練を強化する：政府は民間教育、訓練機構の協力を進め、中高齢者の職業訓練と第二専門知識の訓練を行う。中高齢者の就業技能を高め、中高齢者失業を防ぐ。

2.企業と労働組合団体による、中高齢従業員の職業訓練、転職訓練と第二専門知識の訓練を支援する。政府は毎年特別支出金を編集し、企業と団体の職業訓練を補助する。

3.社会教育機構を結合し、中高齢者を研究し、変化の多い就業環境に中高齢者が適応できるよう助け、就業の安定性を高める。

(四)社会立法と社会指導を強化し、中高齢就業者に対する就業上の偏見を除く。

(五)高齢者ボランティア参加を奨励

各機関、機構、学校、法人あるいは政府主導の団体を励まして、高齢者のボランティア訓練を行い、ボランティアを推進し、専門知識を生かし続け、退職後の生活を豊かなものにする。

(六)シルバー人材センターを発展させ、高齢者の就業媒体を促進

シルバー人材センターを設立し、現行の公立就業サービス機構の設備を運用し、各地に設置された民間の中高齢者人材運用センターを有効に結合する。人材データベースを作成して調査統計作業を進め、就業能力と希望を持つ高齢者の社会貢献を助け、有給の仕事と無報酬のボランティアを通して社会活動に参加し続けるよう助ける。

## 二、2010-2015年

(一)中高齢者の就業促進給付金取得に関する規定を緩め、中高齢者の就業サービスを強化する。

(二)「高齢化社会就業促進法」の改定を協議する。

(三)労働および退職に関する法令の改定を協議し、高齢就業者が就業し続けるよう奨励

「労働基準法」の強制退職年齢の規定を改定し、強制退職制度を段階的な退職制度に変更する。仕事の負担を軽くし、高齢者が労働市場にとどまる時間を延長する。

(四)企業が高齢者を雇用し続けるよう奨励

1.政府は社会教育、段階的な退職体制の計画を通し、企業にフレックスタイム、パートタイムあるいは作業内容単位の報酬方式を奨励する。65歳以上の従業員の専門知識を利用し続け、企業の発展の助けとする。

2.高齢従業員の健康保険、労工保険あるいは公教員保健費用、労工退職金支給などの費用に対する雇用主の負担を政府が適度に補助する協議をする。それによりコストを軽減し、高齢者採用意欲を高める。

## 第五節 高齢者社会住宅の推進

## I、政策目標

高齢者の尊厳と自立した生活環境を守り、高齢者向けの多様性のある居住制度と居住形態を備える。

## II、基本理念

高齢者は心身機能が次第に衰え、行動および生活に支障が出てくる。そのため、住宅の大きさ、空間、バリアフリー環境、汎用的な環境を新たに築くことで、安全で安心できる居住環境を作ることができる。新築の住宅のほか、既存の住宅も高齢者の必要に応じて改造する必要がある。また高齢者のさまざまな生活上の要求に対し、多彩な住宅タイプを用意し、共生のための優良な生活環境を整備する。

## III、重点措置

### 一、2008-2009年

現行のバリアフリー環境に関する法規を検討し、建築物のバリアフリー施設的设计モデルを作成する。

### 二、2010-2015年

#### (一)バリアフリーの住宅環境建築の企画

1.バリアフリー環境に関する人間工学などの実況調査と基礎研究を推進し、バリアフリー環境に関する研究成果を整合し、整備・開発育成を進める。

2.バリアフリー住宅の企画設計ガイドを改定し、使用者の特性と需要に対応する。

#### (二)汎用的な地域環境づくりを企画し、汎用的な地域環境の企画設計を研究し発展させる。

#### (三)多様性のある高齢者社会住宅を企画研究する。

#### (四)高齢者が安心して居住できる社会住宅に関する措置、関係法令を研究し整合する。

(五)二世帯、三世帯、あるいは離れた世代が近所に優先して入居できる社会住宅関係の構造を研究する。

## 第六節 高齢者交通運輸環境の完備

### I、政策目標

高齢者の運輸環境を完備し、高齢人口の社会参加を促進する。

## II、基本理念

高齢者の生理、心理的特性は一般的に中、低年齢者と異なる。退職している場合が多いので、行動特性と交通運輸の特性はその他の年齢層とは異なる。そのため、高齢化社会の到来に伴い、現行の交通運輸環境の計画、設計や運営などの各方面を重視して、高齢者の機動力を維持することになる。使用しやすい運輸サービスを提供し、高齢者の自主活動の独立性を確保し、その社会交流の機会を増進する。

## III、重点措置

### 一、2008-2009年

#### (一)高齢者の歩道での安全環境を強化

歩道空間の改善について、路面の高低差をなくし、歩道のバリアフリーを実現し、高齢者が歩行する地域の照明設備を特別に考慮する。同時に、歩道の状態を診断し、歩道の修理などを実施する。

#### (二)高齢者の乗る大衆運輸の安全管理

大衆運輸の管理機関はバス業者のバスシステム購入時の指導の際、ボディの低いバスの導入を図り、高齢者の乗り降りの便宜を図る。バスには発車および停車の表示、および音声警告の設備を追加装備し、高齢者の知覚を助け、事故の発生を防ぐ。

#### (三)高齢者の運転する車両の安全管理

1.高齢者の運転する車両の安全講習を実施し、高齢者の運転する車両の安全および自己防衛意識を強化する。

2.高齢者の車両運転管理を強化し、高齢者の運転管制および定期的な確認項目を定め、高齢者と一般の歩行者の運輸安全を維持する。さらに、高齢者の安全運転教育講習を実施し、高齢者の安全および自己防衛意識を強化する。

### 二、2010-2015年

#### (一)交通建設の汎用的設計と関係措置の計画

1.各バス停、道路および公共設備に関連した、高齢者運輸および交通建設の設計計画に、汎用的な設計プロジェクトを加え、運輸設備の汎用的設計の承認を進める。

2.バリアフリー施設：各バス停、道路および公共施設などの、高齢者運輸および交通建設の設計企画に、バリアフリー設計の実施プロジェクトを加え、運輸設備のバリアフリー設計を進める。エレベーターやエスカレータを設置して高齢者の昇降移動を助ける。

3.横断歩道施設：高齢者が道路を横断するための長めに表示される手押し式信号、音声式交通標識を追加設置する。横断歩道の中央に安全地帯を追加設置し、歩行者と自転車用のスロープ式横断歩道橋および地下道を追加設置する。

4.道路設備の補助：大型の道路指示標識を設計し、高齢者が道路と位置を認識しやすくし、道路の案内システムを設置する。

#### (二)高齢者の交通運輸情報サービスシステムの計画

1.公共運輸ターミナル、あるいは高齢者がしばしば集まる公共場所に、事前あるいは途中の交通運輸情報サービスシステムを提供する。

2.交差点に、高齢者が道路を横断するための長めに表示される手押し信号を追加設置し、高齢者が横断できる十分な時間を与え、音声式交通標識を追加する。

## 第七節 高齢者の娯楽参加の促進

### I、政策目標

日常生活のに機能に支障のない高齢者が娯楽活動に参加する際、多様な選択機会を持つようにする。軽度の障害を持つ高齢者のため、良好な娯楽環境の企画設計を通して環境の制約を改善する。快適な娯楽活動を促進し、娯楽活動の制限を低減する。

### II、基本理念

高齢者は退職後に娯楽に当てられる時間は長くなり、前の世代に比べて経済状態も豊かになったので、高齢者はさらに娯楽活動に参加することができる。それゆえ、社会参加を高齢者の娯楽と融合させ、高齢者の生活適応や、快適な老後と生活満足度の増進を促すようにすることで、個人、家庭、社会が益を受ける。

### III、重点措置

#### 一、2008-2009年

(一)移動式文化健康娯楽の巡回サービスを推進し、各種活動の情報を提供する。

(二)多様性のある娯楽活動および各種学習コースの機会を提供する。

(三)大学専門学校に高齢者の娯楽活動企画コースを開設し、老人の運動娯楽と関連する専門家を育成する。

(四)軽度の障害を持つ高齢者およびその介護者の運動娯楽関連専門家を育成する。

#### 二、2010-2015年

(一)現行の娯楽資源を整合し、老人の娯楽サービスネットワークを強化し、老人に便利でやさしい娯楽環境をつくる。

(二)軽度の障害を持つ高齢者に適した運動娯楽活動を設計する。

(三)高齢者の運動娯楽専門指導員の登録制度を設立する。

## 八節 高齢者教育システムの完備

### I、政策目標

わが国の人口老化は避けがたい傾向にある。国民のために完備された社会福祉、娯楽活動および健康介護ネットワークを計画する以外に、教育方式をさらに重視する必要がある。国民に子供のころから老化に関する知識を広く伝え、国民が正確な老化の概念を得、年齢に対する偏見をなくし、高齢社会を迎える上での各種の挑戦に対応する。

### II、基本理念

高齢者教育は国民全体の教育とみなすべきである。それゆえ、老化教育の施行は年少時より始め、正規の学校教育を通して学生に高齢者を理解し尊敬するように教え、地域ネットワークおよび家庭ネットワークを通して高齢教育事業を構築完備する。同時に、教育資源を整合することにより、専門教材と授業計画を共同で用意し、使用していない施設を高齢者の学習活動のために提供する。高齢者に再教育および社会に参加する機会を提供し、高齢者が社会から疎外また隔離されないようにし、高齢者にやさしい、年齢差別のない社会環境を築かなければならない。

### III、重点措置

#### 一、2008-2009年

(一)高齢者教育方針の作成：さまざまな階層の民衆に対し、老化認知の教材を作成し、高齢者専門の教材および授業計画を共同開発し、高齢者の差異に応じた様々な需要の教材を設計し、多方面で高齢者が学習するよう奨励する。

(二)高齢者教育専門家の訓練：関係団体の専門家を訓練し、高齢者の教育活動に適した計画をする。

(三)地区高齢教育指導センターを設立し、各地区高齢者教育の協力、訓練、監督を進め、地域の高齢者教育ネットワーク構築を援助する。

(四)高齢者の学習空間を増設：学校および公共空間を結合し、複合式の利用計画を採用し、同時に、高齢学習センターを運用し、高齢者に地区学習環境を提供する。

#### 二、2010-2015年

(一)正規教育に老化知識を含める：老化知識を正規教育コースに取り入れ、大学専門学校に高齢者学習のコースの開設を推奨する。

(二)各団体で高齢者教育を定めその方法を評価する。

(三)各関係部会を設置統合し、高齢者教育情報提供場所を設ける。



# 第参編 日程及び分担

## 第一章 少子化

少子化社会に対応し、人口政策綱領の中身と調和して、出産政策の目標を高めるための、推進方法と具体的な措置の優先順位を以下の表にまとめた：

表 3-1 少子化対策 7 項目の政策関係措置の主な協力機関および実施時期

政策綱領の中身	推奨する方法	具体的な措置	時 期 (年)	処理機関	
				主な処理 機関	協力処理 機関
一、設備が整った児童教育と養育サービスシステムを整備し、託児所、就学前教育および学齢児童の放課後サービスを整合	健全な家庭での児童養育システム	1. 「児童教育および養育法」の立法成立	2008 -2009	教育部 内政部	
		2. 「地域保母システム」のサービス能力と利便性を高め続け、家庭託児管理と託児費用の部分を負担する制度		内政部	
		3. 地域の事情に合わせた適切な方法を取り、育児教育モデルの普及化と多元非営利形態を推進		教育部 内政部	
		4. 専門従業員の労働条件の保障と労働権益の確保		教育部 内政部 労働委員会	
		5. 小学校児童の放課後の世話をする非営利団体の多元化を推進		教育部	
		1. 就学前教育の指標の検討、就学前データベースの作成、国際データベースとのリンク	2010 -2015	教育部 内政部	財政部 衛生署 主計処
		2. 保母サービスの品質強化と向上		内政部	
		3. 専門従業員のサービス品質の向上		教育部 内政部	

政策綱領の中身	推奨する方法	具体的な措置	時 期 (年)	処理機関	
				主な処理 機関	協力処理 機関
		4.従業員の職業的地位を向上		教育部 内政部 労働委 員会	
二、平等で普及した育児制度の創設、家庭負担のコスト削減	育児をする家庭の経済的 支持措置を提供	1.児童給付金の可能性を 検討	2008 -2009	内政部	
		2.三人以上子供がいる 家庭の、家屋購入ローン 利息補助の可能性を検 討		内政部	
		1.「児童給付金の支給実 施条例」の検討および児 童給付金実施を推奨	2010 -2015	内政部	
		2.三名以上子供がいる家 庭の家屋購入ローンの利 息補助の実施を推奨		内政部	
三、出産および育児の ための優良な環境を構 築	家庭にやさし い職場環境づ くり	1.企業内託児施設と関 連業務の奨励を進め、 関係部会の資産を整合 し、優れた託児制度を 作る	2008 -2009	労働委 員会	内政部 教育部
		2.直轄市、県市政府が事 業団体を成立し、託児施 設の資源整合処理のた めのコミュニケーションの場を作る		労働委 員会	内政部 教育部
		3.事業団体の協調によ る託児措置の合理計画 に進んで協力する		労働委 員会	内政部 教育部
		1.フレックスタイム制 度の推奨と託児施設併 設の普及化	2010 -2015	労働委 員会	
		2.企業の託児施設創作 計画の表彰と奨励		労働委 員会	
		3.「男女工作平等法」を 実現し、家庭にやさしい 職場環境という企業文 化の創造		労働委 員会	
		四、家庭にやさし	産休と無	1.「労工保険条例」の出	2008

政策綱領の中身	推奨する方法	具体的な措置	時期 (年)	処理機関	
				主な処理 機関	協力処理 機関
く、育児と仕事を両立 できる仕事条件の創造	給育児休暇措 置の改善	産給付金を修正、「全国 軍公教員工待遇支給要 点」の生活特別手当のう ち出産補助をそれぞれ 三ヶ月に増加	-2009	員会 内政部 人事局	
		2.無給育児休暇の特別 手当を検討		労働委 員会	銓叙部 国防部
		1.男女の雇用者が育児 のために無給育児休暇 措置を申請できること を宣伝強化	2010 -2015	労働委 員会	
		2.無給育児休暇特別手当 の支給推進		労働委 員会 銓叙部 国防部	
		3.労保の給付および軍 公教員工の生活特別手 当の出産補助支給を推 奨		労働委 員会 内政部 人事局	
五、出産保険サービス の強化、遺伝性疾患の 予防、性別による平等 環境の構築、子供の性 別比率アンバランス防 止	健全な出産保 健システム	1.多元的な出産保健サー ビスネットワークの構築	2008 -2009	衛生署	
		2.不妊症予防治療の教育 宣伝計画を強化		衛生署	
		3.青少年の(出産)健康教 育とサービスおよび妊 娠中絶の予防を強化		衛生署	
		4.子供の性別比率アンバ ランスを積極的に防止 し、女性の自主権を尊重		衛生署	
		1.「人口生殖法」、「優生 保健法」の胎児選択ある いは性別鑑別の医療行 為を禁止する項目を検 討	2010 -2015	衛生署	
		2.医療機構による妊娠 中絶情報提供(商業)サー ビスの計画および推 奨		衛生署	

政策綱領の中身	推奨する方法	具体的な措置	時 期 (年)	処理機関			
				主な処理 機関	協力処理 機関		
六、児童福祉、児童の心身の健康維持と正常な発育、健全な養子制度を増進し、家庭の子育て能力サポートを実現	健全な児童保護システム	1.児童虐待の救援システム強化	2008 -2009	内政部	教育部 衛生署 新聞局		
		2.家庭の処遇を基礎とする児童保護の実現		内政部			
		3.関係サービスの導入と評価機構の設立		内政部			
		4.児童保護の観念と手法の宣伝と実現および養育教育の推奨		内政部	教育部 衛生署 新聞局 労働委員会 人事局 国防部		
		5.健全な養子制度		内政部	教育部 衛生署 新聞局		
		1.「児童および少年福祉法」、「民法」の検討継続	2010 -2015	内政部 法務部	教育部 衛生署 新聞局		
		2.児童保護の専門サービスネットワークの整合		内政部			
		七、婚姻、家庭および子供の養育の多元的価値観を尊重し、これを教育の中に取り入れる	結婚の機会の改善と、児童が公共財産であるという価値観の提唱	1.各種学校で、男女の家事、育児と仕事の分担のための教育をし、家庭相談と結婚情報提供を推進する。	2008 -2009	教育部 内政部 衛生署	
				2.兵役に関係する措置を協議し、既婚あるいは育児を必要とする者に、兵役の役別、地域および期間の恩恵を与える		国 防部 内 政部	
				3.公営、民営団体によ		交通部	

政策綱領の中身	推奨する方法	具体的な措置	時 期 (年)	処理機関	
				主な処理 機関	協力処理 機関
		る、子供がいる家庭に対する交通の使用、公共空間および休暇娯楽施設などの優良な環境の提供および優待措置を奨励		文建会 内政部	
		1. 児童は公共財産であるという価値観の宣伝と提唱を強化	2010 -2015	内政部 文健会	
		2. 大学以上の高等教育の修業時間の融通性、卒業年数の短縮		教育部	
		3. 研究所以上の高等教育の生活環境改善、学問探求と結婚出産との許容性を高める		教育部	
		4. 「大学法」、国民教育関連法規の検討		教育部	

## 第二章 高齢化

高齢化社会に対応し、かつ人口政策綱領の内容に合わせ、老人が健康、安全、活力および尊厳ある人生を得られるための政策目標、推進政策およびその具体的な措置を優先順位に並べたのが以下の表である：

表 3-2 高齢化政策関係措置 8 項目の主な関連機関と実施時期

政府綱領の内容	推進政策	具体的措置	時期(年)	処理機関	
				主な処理機関	協力処理機関
一、高齢者介護サービスシステムの構築完備	家庭での高齢者介護サポート	1. ショートステイサービスの推進	2008-2009	衛生署	内政部
		2. 心理および教育サポートプランの推進		内政部	衛生署
		3. 中低収入高齢者向け特別給付金の継続支給		内政部 直轄市、 県(市) 政府	
	高齢者の健康と社会介護体系の完備	1. 疾病予防と健康促進措置の実行	2008-2009	衛生署 直轄市、 県(市) 政府	内政部 教育部 体委会 農委会
		2. 長期介護政策および措置の推進		内政部 衛生署 労委会 教育部 直轄市、 県(市) 政府	主計所 人事局 原民会 退補会 農委会 経建会 研考会
		1. 「健康促進法」の立法推進	2010-2015	衛生署	
	2. 長期介護と健康保険制度の関連を検討し、社会保険方式で長期介護を行う可能性を評価		内政部 衛生署		
二、高齢者経済安定システムの完備	高齢者経済安全保障の向上	1. 国民年金開設の準備作業を完成	2008-2009	内政部	原民会 農委会
		2. 国民年金開設		内政部	主計所 労委会

政府綱領の 内容	推進政策	具体的措置	時期(年)	処理機関		
				主な処理機 関	協力処理機 関	
		3. 労工退職金の増額と労工 自主退職者の関連措置		労委会		
		4. 労工保健と老年給付方案 の調整		労委会		
		1. 老人福祉給付金体系の整 合		内政部	原民会 農委会 主計所 労委会	
		2. 商業年金保健と保証型保 険の普及率を促進		金管会		
		3. 老人財産信託の推進		金管会	法務部 内政部	
三、多様な労働形式の尊重および肯定、様々な労働者に十分な発展の機会を与える	中高齢就業 と人的資源 の運用促進	1. 中高齢者の就業サービスの強化	2008 -2009	労委会		
		2. 中高年者の雇用増進を企業に奨励		労委会	經濟部	
		3. 職業訓練体系を強化し、 中高齢者の就業技能学習に協力		労委会		
		4. 社会立法と社会教育を強化し、 中高齢就業者の就業に対する偏見をなくす		労委会	新聞局 内政部	
		5. 高齢者のボランティアを奨励		各部会 直轄市、 県(市) 政府		
		6. シルバー人材センターの 発展と、高齢者就業紹介の促進		労委会	直轄市、 県(市) 政府	
			1. 中高齢者が就業促進給付 金を受ける関係規定の拡大 を研究し、中高齢者の就業 サービスを強化の継続	2010 -2015	労委会	主計所
			2. 「高齢化社会の就業促進 法」制定の研究		労委会	
			3. 労働と退職関連法令を改 定し、高齢就業者の就業 継続を奨励		労委会	銓叙部
			4. 企業の高齢者継続雇用を 引き続き奨励		労委会	經濟部

政府綱領の 内容	推進政策	具体的措置	時期(年)	処理機関	
				主な処理機 関	協力処理機 関
四、健康、安全、快適な生活環境づくり	高齢者社会住宅の推進	バリアフリー設備設計モデルの作成	2008 -2009	内政部	
		1.バリアフリー住宅環境の建設企画	2010 -2015	内政部	
		2.汎用的な地域環境の建設企画		内政部	
		3.質と量を備えた高齢者社会住宅の推進を検討		内政部	経建会
		4.高齢者の社会住宅関連措置法関連法令の研究制定		内政部	経建会
		5.二世帯、三世帯あるいは離れた世代が優先して近所の社会住宅に入居できる関係規制の検討		内政部	経建会
五、国民全体の健康な生活形態を唱導し、運動と学習を励まし、食生活を改善し、心理衛生を強化し、国民の心身健康を促進	高齢者の交通運輸環境の完備	1.高齢者の歩道安全環境を強化	2008 -2009	交通部 内政部	直轄市、 県(市) 政府
		2.高齢者が利用する大衆運輸手段の安全管理を強化		交通部	
		3.高齢者の運転する車両の安全管理を強化		交通部	
		1.交通建設の汎用的な設計関連措置を企画	2010 -2015	交通部 内政部	直轄市、 県(市) 政府
		2.高齢者の交通情報サービスシステムの企画		交通部	
高齢者の娯楽参加の促進	1.移動式の老齡者文化健康休暇巡回サービス推進  2.多様な娯楽活動の機会および各種学習コースの提供	2008 -2009	内政部 直轄市、 県(市) 政府		
			教育部	交通部 内政部 文建会 体委会 直轄市、 県(市) 政府	



政府綱領の 内容	推進政策	具体的措置	時期(年)	処理機関	
				主な処理機 関	協力処理機 関
		3. 大学専門学校の高齢者 娯楽活動企画コースの開 設を奨励し、老人の運動娯 楽活動の専門家を育成		教育部 体委会	交通部
		4. 軽度の障害を持つ老齡 者および介護者の運動娯 楽活動に関する専門家を 養成		教育部	体委会 内政部
六、友好的お よび多様性 を尊重する 教育内容と 環境をつく り、男女平等 および生涯 学習の意識 を積極的に 推進	高齡教育シ ステムの完 備	1. 現行の娯楽資源を整合 し、老人の娯楽サービスネ ットワークを整合し、老人 の行動に便利で老人に優 しい娯楽環境を建設	2010 -2015	内政部 交通部 教育部 文建会 農委会 体委会 退補会	直轄市、 県(市) 政府
		2. 軽度の障害を持つ老人 に適した運動娯楽活動の 設計		体委会	交通部 直轄市、 県(市) 政府
		3. 高齡者の運動娯楽活動 の専門指導員登録制度設 立		体委会	教育部 交通部 労委会
	高齡教育シ ステムの完 備	1. 老齡者教育方法を作成	2008 -2009	教育部 直轄市、 県(市) 政府	内政部 衛生署 文建会 農委会 退補会
		2. 老齡者教育の専門家 を養成		教育部 直轄市、 県(市) 政府	内政部
		3. 地域高齡教育指導セン ターの建設		教育部	内政部
		4. 老齡者の学習空間の増 設		教育部 直轄市、 県(市) 政府	内政部 衛生署 文建会 農委会 退補会

政府綱領の 内容	推進政策	具体的措置	時期(年)	処理機関	
				主な処理機 関	協力処理機 関
		1.老化知識を正規教育に取り入れ、大学専門学校に高齢者学習に適したコースを開設		教育部 直轄市、 県(市) 政府	内政部
		2.関係部会を設置統合し、老人教育情報交換の場を設置		教育部	内政部 衛生署 文建会 農委会 退補会
		3.各団体による高齢者教育奨励および評価方法を研究		教育部	直轄市、 県(市) 政府

## 第四編 効果と利益の期待と展望

### 第一章 期待される効果と利益

少子化、高齢化および移民の変遷の傾向により、人口アンバランスなど多くの問題が発生しており、早期対応、関係対応策の計画と具体的で有効な措置が必要である。期待される効果と利益を、以下に説明する。

#### I、少子化

わが国の出生率は連続して下降し、少子化現象が発生しており、その具体的な解決方法は必ずしも出生率低下傾向の緩和、およびその社会経済発展に対する不利な影響の解決のみではない。対策の基本的目標は出生率の上昇だけを追及するものではなく、人口の質の向上も必要でありために、質と量の両方を重んじる人口発展政策を実行する。まさに未来の国家全体の社会経済発展に有利な、わが国の人口政策綱領を指導の原則とし、少子化関連対策および具体措置を計画する。効果と利益の達成の期待を以下に示す。

一、完全で健全な家庭政策を計画し、民衆の出産に対する願望を高め、わが国が直面している少子化問題を徐々に解決する。

二、児童養護サービス、無給育児休暇と経済支援措置などを含む、先進国家の育児奨励制度を参考にし、家庭における出産、養育の経済負担を軽減する。

三、就学前の託児教育サービス措置を強化し、平等で普及した家庭託児制度および完全な児童託児教育と放課後の世話を提供するシステムを作る。家庭で幼児託児教育に必要な施設とサービス供給を改善し、出産、育児の優良な環境を作り出して、少子化社会の問題の解決を助ける。

四、婚姻を尊重し、家庭と養育の多元的価値観を教育システムの中に取り入れ、出産と育児をやさしくサポートする男女平等な環境を積極的に作り、わが国の女性労働者が出産ゆえに不利な境遇に陥る問題を解消する。

五、教育宣伝を通し、出産育児および男女の子供に対する同様の価値観を伝える。性別に対する平衡の取れた価値観を育て、子供の性別比率アンバランスを防止する。出産を願う不妊症夫婦に対し、出産の支持措置を提供して、家庭の出産に対する要望に応え、女性の出産保健に関して改善を図る。

六、家庭にいる子供に、安全でのびのびとした成長環境を提供し、児童虐待という悲惨な事件の発生を減らし、心身ともに健康な世代を育て、わが国の児童の権利と価値を高める。

七、家庭にやさしい職場の設計を通し、保障と福祉に積極的な労働条件を作り、託児養育にかかる負担解決を助け、わが国の女性の労働参画率を高める。

#### II、高齢化

人口構造の変遷が生み出した少子化現象と、国民の平均寿命の延長に伴い、高齢化社会の傾向が急激化し、もはや避けることはできなくなっている。そのため、高齢者の健康、介護および経済

安全はますます重要になってきている。わが国の人口政策綱領を指導原則とし、高齢化関連対策および具体的で有効な措置を計画し、その効果と利益達成の期待を示す。

一、ショートステイサービス、心理および教育の支持法案を通し、中低収入の老人に対する特別介護給付金などにより、家庭の老人介護措置を支持し、高齢者がさらに行き届いた世話を得られるようにする。

二、長期介護、疾病予防と健康促進などの対策を通し、老人の健康と社会の介護システムを完備する。

三、国民年金保険を創立し、労工退職金を自分で引き出せる構造にするなどの措置を強化し、老人の経済安全をさらに保障する。

四、直接仕事を作り出す計画、雇用奨励特別手当と創業の援助などの対策、および職業訓練計画の実施を通し、中高齢者の就業を助け、その労働力資源をさらに十分利用する。

五、良質な高齢者住宅を提供し、一般的に通用する環境を建設することにより、高齢者の社会住宅をさらに多様化させ、高齢者住宅市場を健全に発展させる。

六、高齢者の移動効率を向上させ、適時科学技術を応用した補助を提供し、尊重と配慮の効果と利益を宣伝指導し、高齢者輸送の安全な環境を作るなどの四方面で、高齢者の交通輸送環境をさらに完備し、交通を老人の便宜と使用にさらに適したものとする。

七、休暇サービスシステムの形成を通し、老人の社会参与を促す。高齢者の余暇活動事業を作り上げ、専門事業の人材を養成し、サービスの質を向上させ、高齢者の余暇活動参加をさらに全面化させ、老人の生活の質を継続的に向上させる。

八、完全な高齢者教育システムの構築と教育資源の整合を通し、国民に正確な老化概念を与える。老人に再教育の機会を提供し、高齢化社会のさまざまな挑戦に対する準備をする。老人に親切で年齢に対する偏見のない社会を作り上げる。

### III、移民

結婚、親戚関係を利用してわが国に移住する国民は大幅に増加している。一方で、政府は以前から人を尊重するという基本理念をもっており、その合法的な基本権益を積極的に擁護し、移民が順調に国内で生活し、発展を遂げるよう助ける。さらに、グローバル化の時代が到来し、国際的に人材や資本が速やかに流通しており、各国は積極的に外国の優秀な人材を集め、国家社会の経済全体の継続発展および国際間競争力を維持している。国際発展の新しい傾向に対応するため、わが国の移民対策は革新の精神を持ち、利益のために弊害を取り除く方向に大きく前進し、わが国の移民の歴史に新たな扉を開くことが期待される。ここに、わが国の人口政策綱領の指導原則として、移民に関する対応策および具体的で有効な措置、その利益と効果達成の予測を以下に略述する。

一、移民の社会、教育、文化、経済および健康の権利を保障し、移民の社会参加を促進し、わが国の人権立国という理念を実現する。

二、政府および民間資源を運用し、移民家庭と移民子女を多方面から世話する措置を創設する。移民が台湾の社会で直面する文化的衝撃を減らし、速やかにわが国の生活環境に適應できるようにし、多元的に共栄する社会を建設する。